



Title	朝鮮の農村社会集団に就いて その3
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Description	原稿コピー（朝鮮総督府「調査月報」 14-8、11、12。昭和 18年）。
Citation	調査月報, 14(12), 1-15
Issue Date	1943-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78387
Type	journal article
File Information	C017_0113_Part3.pdf



著名同族部落發生年代別表 (昭和五年) (善生氏「朝鮮ノ聚落」ヨリ抜抄)

道	京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黃海道	平安北道	平安南道	江原道	咸鏡北道	咸鏡南道	計
五百年以上	二七	一〇	一二	一五	三一	三六	八	二四	一四	七	一一	一一	一一	二〇七
三百年以上	八五	四三	三五	二六	一〇一	一一〇	五三	五三	四九	二五	二五	二九	一二	六四六
三百年未満	七〇	三一	二〇	二二	五二	四四	一七	三一	二六	九	一四	四	二二	三五一
百年未満	二	二	三	一	四	二	一	三	一	一	一	三	三	二三
不明	五一	四八	六一	二九	五三	五二	五五	三四	二〇	七	二七	一八	三	四五八
計	二三五	一三四	一三一	九二	二三八	二四六	二三五	一四三	一一二	四八	七九	六三	二九	一、六八五

調査日報 第十四卷第十三号 昭和十八年十二月号

調査・研究

朝鮮の農村社會集團に就いて (其三)

鈴木榮太郎

目次

- 一、行政的地域集團
- 二、氏子集團
- 三、檀徒集團
- 四、隣中集團
- 五、近隣集團 (以上九號)
- 六、經濟的集團及び共同作業組織
- 七、血縁的集團 (以上十一號)
- 八、特殊共同利害集團 (本號)
- 九、村落自營集團
- 十、官設的集團

(八) 特殊共同利害集團

こゝに特殊共同利害集團と云ふのは自然の恩恵及び障得に對する共同利害に關して組織される集團である。水に關する共同利害の關係は水田經營農民に對しては極めて主要な意義を以つて居る。その存在理由の一

つに部落民の水に對する共同性は當然に考へ得る。朝鮮にも番水に類する制度もあり、水の爲に部落が對抗して激しく争ふ事例は多い。韓國併合後の朝鮮農業の躍進的進歩は水利事業の發達に負ふところが多いであらう。昭和十二年現在までに百九十の水利組合が生れ、それによつて約二十三萬町歩の水田が灌漑安全番となつて居る。その他水利組合によらずして灌漑安全番となつて居るもの約九萬町歩である。合計約三十二萬町歩、朝鮮番總面積約百七十萬町歩の約一八%である。水利事業を中心とした土地改良の餘地は尙ほ多分に殘されて居る。

然し全然灌漑設備のない所謂天水番は約五十二萬町歩と云はれ、八十萬町歩以上の番は不完全ながら水利安全番と云はれて居る。それは朝鮮古來の沢や堰堤や垆による灌漑設備を有するものである。

沢や堰堤は、本來部落の共同的施設の様に考へられるのであるが、此等の施設が部落の公的關係に所屬しないで私設の契に所屬して居る場合がある。洞即ち部落が一團となつて此等の施設を經營する場合は、多くは洞契の一事業部門として經營されるのであるが、其の所有權が部落内の一部の人々の團體に屬する場合は、沢契又は堰堤契の形式によつて經營され、沢契又は堰堤による蒙利地域の農民より水税を徵集するのが常である。

かくの如き沢契又は堰堤契は全く一つの企業團體の性質をもつて居るものである。從來沢や堰堤に關して屢々訴訟問題が起つたのは當然である。私人的團體が經營する沢や堰堤は、私設の橋梁や渡船の場合と同じく、蒙利者より賃銀を調集する一つの企業の性質を持つて居る。然し一般には沢は蒙利者等の共有に屬し、これ等の人々がこの經營の爲に沢契を組織して居るものである。又蒙利者の中の一人又は若干人が沢を所有する場合があり、事情は色々の場合がある様である。又企業的な沢によつて飲料水を給して居るところもあると聞いて居る。

内地の山村には飲料水を湧泉より樋にて導き數戸共同して此給水の設備を維持して居る場合がある。こんな場合には一部落が幾組かの給水共同團體に分れ、これが又その他の隣保的組分けの基礎になつて居る場合もある。朝鮮の灌漑用の沢は、一般にこれとは少しく異つた關係にある。即ち一部落内に二つ以上の沢契があつて部落は水利共同團體の幾つかに分れては居てもそれが隣保單位の基礎となつて居る様な事は無い様である。最近に於ては漸次大規模の貯水池や貯水番が設置され古い沢は俄かに減じつゝある。

井戸を部落民が共同して利用し共同して維持し之れが部落の一つの年中行事となり、部落祭などとも結びついて居る事などは内地に於けると同様の様である。井戸契、修井契などを作つて居るところもある。慶州の關英井、遙乃井など傳説のある井戸があり、藥水の信仰もあるが、藥水は單なる信仰丈では無い様である。

井神を部落中で嚴肅に祀り、それを井主祭と呼び洞祭と同じ様に眞夜中に祭官が祭物を供へ祝文を読み、部落民各戸の爲に焼紙を行ふ等の神事を營んで居るところもある。

又河川の沿ふた部落では水害防止を祈願する爲に、水神を祀つて居るところもある。川祭又は沢祭がそれである。これは一種の部落守護祭と見る事が出来る。

旱魃の時の祈雨は、昔から郡單位に郡守が主となつて行ふ場合が、一般的であるが部落毎に行ふ祈雨祭もある。祈雨の行事としては、焚火、懸瓶、造龍、綱引、不淨化、暗葬あばき等色々にある。數部落又は一面で共に同じ取り行ふ場合もある。祈雨祭壇は部落毎に又郡邑附近に昔から二三箇所づゝ定つた場所がある。山上、川邊、深淵等が主として選ばれて居る。正月の農村娛樂中に石戰と索戰があるが、勝つた方に灌漑の利を與へる事になつて居る場合が多い。部落が對抗して行ふものである。

防疫祭は、毎年定期に行はれるところもあり、臨時に行はれるところもある。然し洞祭は一年間の部落の安泰を祈るもので其祝文中にも部落民の無事息災が祈願されて居る。それ丈でもよい譯であるが尙安心を得る爲に祈雨祭や防疫祭は更に行はれるのである。防疫祭は洞祭に準じて洞神で行はれるところもあり、特に祭壇を設けて行ふ場合もある。天神を祀るのも多いが、鷹壇の様に非業の死をとげた人の鬼神を祀るものも多い。婦人のみが參列するところもある。防疫祭は部落で共同で祀ると同時に各戸に於ても色々の呪術を行ふものが多い。部落の人口に郡率大王の像を立てたり、禁繩をはりまわりしたりする事は所謂道切りの神事と同様である。防疫祭は部落が一單位となり、一般にそれ以上の地域に及ぶ事はない。

尙洞神の外に部落即ち洞の防護神を祀つて居るところがある。部落の入口に立てられる將軍像がそれである。其際は多くは洞祭のあと同じ祭官によつて同祭に引きつゞいて行はれるが、別に行ふところもある。將軍祭とか將星祭など、呼ばれて居る。神體はグロテスクな將軍の像二體で、天下大將軍、地下大將軍の文字が彫られて居る。毎年又は三年目に一回又は古くなつた時に作りかへられ、古いものはそのまゝに残される慣はしである。

ある。一本の良木から二體作られるが定法である。

この將軍像は惡鬼疫神を撃退するもので、部落民の災禍を防備するものである。傳染病の時などは時に此神像に禁繩をはりまはす。個人の病氣平癒を祈願する時や家の内のけがれを拂ふ時など、けがれたものをこの神像に結びつける習慣などもある。

部落民は皆一體であつて、その内と外は別の世界であると云ふ様な考へ方を此將軍像は最もよく物語るものである。部落の入口で道路と水路が集まり、兩方に山地がせまつて居る様なところに水口神を祀つてあるところがよくある。部落の水の出口であるが、山村ではそこが外部からの入口である。水口神が洞神になつて居るところもあるが、水口神は本來將軍神と同じ様に部落守護神である。災厄が村に入らぬ様に道や川の上空高く山から山に禁繩がはられる。

慶尙北道地方には風神祭があるが、これは風祭の除去と一家の無病息災を祈願する祭である。然しこの風神祭は各戸で主として主婦が祀るもので部落で祀るものではない。部落共同で行ふ風神祭は無い様である。今は地方の部落に行つて見ると面や部落の識者等の指導によつて古い迷信は急速に除去つゝある。特に振興の意氣にもえて居る様な部落には迷信的な行事は殆ど何一つ見られない。科學的知識の普及が自然の障礙に對する理解を進め色々の呪術的行爲を廢して居る一方に、治水事業なども漸次大規模に進められて居るので、以上述べた特殊共同集團の存在性は愈々影を消して行くものと思はれる。

(九) 村落 自營集團

部落即ち舊洞里が一つの全體として其自己發展の爲に組織して居るかに見える様な組織的及び非組織的集團がこゝで問題とされる。洞祭や洞防護神の爲の集團的活動も、此種の集團の中に入れて考へる事も出来る。又部落有財産として存する洞山の總有的組織、その維持經營の具體的形態としての松契、部落民子弟の實質的に公共的な教育機關としての書堂、及び其具體的維持經營の形態としての學契、部落の一般的財政的機關としての洞契、それらのものも村落自營集團として考へる事が出来る。又部落の生産的活動組織としてのツレ、及び部落の共同慰安の爲の洞宴についても然りである。然しこゝでは部落の道德的自治組織と村仕事の慣行のみをとりあげる事にする。この二つは部落が一つの全體として發展する爲に不斷に必要な秩序の維持であり自己更新である。一つは部落の精神の自治的發展を意味し、他の一つは部落の精神を宿らして居るところの云はば部落の團體の自治的發展である。

朝鮮の農村部落に於ける道德的自治組織は、基本的規範も實現手段も郷約を雛型として居るものゝ様である。部落に於ける道德的自治組織を洞約と稱して居るところもある。

朝鮮に於ける郷約は朱子増損呂氏郷約を基としたもので、始め李朝中宗の時代に官令によつて實施された事があると云ふが、其れがどの程度に行はれたか不明である。其後多くの學者が其任地や郷關にこれを試みた

云ふが宣祖時代に李栗谷が實施した郷約が最も完備したものと云はれ、後世鮮内各地に於て組織された郷約は皆この栗谷郷約を手本として居るものである。

栗谷郷約は徳業相勸、過失相規、禮俗相交、患難相恤の四項について、その實踐方法を詳記して居る。儒教の實殘道德を具體化したのである。栗谷郷約の各條項を仔細に見ると、郷約を組織する一團はよく面識し合つた人々で皆近くに住んで居る農業者で、結局一つの農村部落の居住者が豫想されて居る。

然し郷約は一般には郡を單位として組織されて居た様である。即ち郡に本部を置き、各面に支部を置き、その下の各洞里に班といふ様なものを置き、整然たる組織が出来て居た。邑に都約長、副約長、直月があり、面に約正、直月、里に里止、邑掌が居た。一郡内の主として兩班儒林が郷校や書院を中心として組織し、郷約契を組織して社倉を維持し經濟的實力を持つて居たところもあつた。一郡内に於ける郷約契の組織は儒林の個人ではなくその門中を單位として組織されて居た様である。然し一郡内の郷約の組織が整然と存して居たところは寧ろ稀であつて、郡内の兩班儒林の有力な門中に於いて或は若干の部落に於いて郷約が組織され一郡内のこれ等の郷約の團體が互ひに連絡をとつて居たと云ふ位の組織が多かつたのでないかと思ふ。郡單位の郷約は勿論の事、部落單位の郷約は主として兩班儒林によつて構成されたものであるが、その適用は常民や奴者にも及んで居た。栗谷郷約を見ても過失相規の條項は甚だ詳細であるが、それは主として罰則である。罪の輕重によつて私刑の色の程度を明らかにしたものである。今日農村部落に行つて郷約について尋ねると今日行はれて居るところは全くない様であるが、餘り遠くない過去まで存して居た郷約の話を聞く事が出来る。罪人に太鼓を

背負はし紙に罪名を書いて邑内の街上に太鼓を叩きながら歩かした話しや笞刑の實見談など聞く事が出来る。

郷約の規定を見ると、郷約は一部落の全員が成員となるのが正常と思はれるが、一門中の者が郷約を組織して居るところもあつた。郷約が郡を單位として居たのは郷約の運用上からは適切ではなかつたであらう。郷約の組織は部落をとつて單位となし、その聯合の形式が面や郡に及ぶ可きであるが事實はその逆で郡に本部があり面や里に支部や班があつた。力點の所在が逆であつた様に思はれる。故に多くの場合、郡としての組織は整備しても部落に於ける實踐に於いて缺くところが多がつた様である。

けれども多くの部落では文字通りに郷約を組織して居たのではないが、郷約の精神に従ひ主として部落内の長老等が郷約の規定に類する様な事を施行して居た様である。郷約は洞約と云ふ程組織立つては居ないが、過失ある者が出た場合には部落の長老等が色々の形式に制裁を加へて居た様である。その意味に於ける道德的自治組織は恐らく鮮内何れの部落にもあつた様である。郷約の成文をそのまゝに實行して居たところは甚だ少い様であるが、郷約の精神はどの部落にも生きて居たと思はれる。今日では私刑は許されなくなつて居るから、勿論郷約の精神も今日では甚だ弱いものにはなつて居るが、然し部落の社會意識の拘束の具體的な形式として消極的な色々の制裁は今でも存して居る。

大院君が地方儒林の樹黨を抑止する爲に書院の多くを廢毀した時郷約をも解散せしめた事からも分る様に、李朝末期に於ける地方儒林は一黨一派の争ひを事とし團結力を利用して横暴を極めて居たと思はれるが、その

際郷校や書院が惡用されたであらうと共に、郡を一圓とした鄉會會も地方儒林に樹黨や策謀の機會を與へて居た事と思はれる。然しそれが如何に惡用されたとしても、郷約そのものは道義實踐の組織であつて、その支配下にあつた一般部落民には生活規範として嚴にその實踐を迫つて居たであらう。既に述べたるが如く郷約の組織なき地方にあつても、郷校や書院を中心とした郡内の儒林が郡内の風教を指導する立場にあつた以上、矢張り郷約に類する道義的自治組織は何れの部落にも存して居たのであらう。その規範原理は全く儒教倫理に基づくものである。それが朝鮮農村の發展の爲めに幸であつたか不幸であつたかは別として、部落の社會生活に常に秩序を與へて來たものは儒教倫理の生活原理であつた。

朝鮮農村の生活を見るとその物質的文化が甚しく低いのに對して、倫理的文化は驚く可く整備して居る。男女の別長幼の序は甚だしく嚴にして禮節を重んずる事極めて厚い。部落が一大隣保をなし患難相恤くる美風も朝鮮農村の一特色である。これ等の事は他にも理由はあつたとしても郷約の訓練に依るところも必ずや大であると思はれる、五家作統についてもこゝで併せ考ふ可きであるが、五家作統については既に述べたところであるからこゝでは省略する。又内地の村ハチブとの比較も興味ある問題であるが、こゝでは省略する。

次に部落の公共的施設の維持經營の爲にする奉仕的作業は、内地農村に於けると同じ様に、年中行事として何れの部落にも季節に應じて一定の作業が定まつて居る。多くは道路、橋梁、井戸、洞舍等の修築の作業である。其他部落に公共的施設があれば何によらず此種の作業が慣行として存して居る。此等の作業の實行は原則

的に洞會によつて決定される。洞會を主催するものは今では區長兼部落聯盟理事長である。今の區長に相當する者は昔から常に存して居た。その名稱は地方により時代により色々異つて居たが、昔も今も共に行政上の末梢的地域團體の首長である。洞會の會期は洞によつて定まつて居る。勿論臨時の洞會もあるが、定期のものは主として村仕事に關するものである。例へば春は井戸浚えの事に關し、陽九月は橋梁や道路の修築の事に關して居る。陰の十月には洞祭の事に關して洞會が開かれる。洞會は最も洞自體の意味を發明するもの、様に思はれる。然し洞會は洞祭の前又は翌日年一回開くところも多い。その際、部落の年中行事や部落財産の報告や役員の選舉や更らに生活改善や農事や非行者の處分や德行者の表彰まで行ふところもある。洞會はたしかに部落自體の意志を表現して居るものである。けれども部落自體の意志は洞會にのみ現はれるのではない。洞會は部落自體の組織化された一つの面である。

昔から舊洞里には行政擔當者として内地の庄屋又は名主に相當する者があつたが、李朝末期頃には一種の殘役の様に思はれ部落内の有力者は其任につかなかつた様である。そこに當時の地方行政の荒廢の一面がよく分る様である。舊洞里がそのまゝ洞里となり更にそのまゝ今の部落聯盟となり今の區となつて居る様な部落では、部落の行政的組織の推移が最もよく知られて居る。そんな様な部落の一例として慶北の或る部落では、部落行政の擔當者は今は區長と呼ぶがその前は里長と呼び更らにその前は總代と呼び更らにその前は尊位と呼んで居た。甲午の面洞の製度では洞行政の擔當者は尊位と呼ばれて居た。尊位の下に頭民、書記、及び下有司があつた。甲午の制度は殆ど空文に終つたが組織としては整備して居た様である。甲午前の組織も大體それに近いものであつたが、役名は地方により區々であり、甲午の洞役員の外に洞行政の執行を監視する者が別にあつて、それを尊位とか執綱とか頭民と呼んで居た。甲午の制に於ける尊位にあたるものは里正とか洞首などと呼ばれて居た。部落の役員として今日までずっと存續して來たものは、部落行政の擔當者或は部落の首長と云ふ可き者即ち今日の區長と、それから部落の雜役に服する者即ち甲午の制に於ける下有司と呼ばれた者である。下有司は部落の小使ひであつて今日までは部落使など、呼ぶところも多いが、小任とか洞宰とか甲午前の呼稱を今も用ひて居るところがある。それを洞長と呼ぶところもある。兎に角何れの部落にも區長と部落使は今日でも存して居る。此二人が部落の自治的事務を實際に處理して居る者である。此二人の報酬は部落内の各戸から米と麥を給與するのが舊來の慣例である部落の自治組織は、區長と部落使に最もはつきりと具體化されて居る。それは單に行政上の自治丈ではなく、信仰や道義や生業に於ける自治をも含むものである。然し既に學んだ様に部落の上に存する様々の集團が、それぞれの機能を持つて部落の活動のそれぞれの面を表現して居るので、部落の首長が洞會と云ふ様な形式で部落の意志を具現するのは寧ろ他の何れの集團にも屬しない部分である。洞祭の事と村仕事の事のみを定期的洞會で議するところが多いのはそんな意味からである。

官設的集團とは學校、教育機關各種の教化團體、警防團、國民總力部落聯盟等實質上行政的機關を通じて國家の中央機關の關與指導保護のもとにあるものである。これらの集團は行政的機關を通じて統制されて居るものであるから、其社會的地區は自から行政的地區の線に沿つて居るのは當然である。此等の機關は内地に於けるものと略々同一の機能と組織を持つて居るものであるが、何れも設立後未だ日淺く、爲に充分に整備され活潑に其機能を果して居るとは云へない。國民學校の就學率の如きも未だ甚だ低い。青少年團婦人會の如きも殆ど其發展の緒についたばかりである。此等の機關は何れも今その活潑な發展の途上にあるもので農村社會生活に於けるその固定した作用形式を見る事が出来るのは將來に期す可きである。けれども國民總力部落聯盟の力強い發足と其頼母しい活躍とは朝鮮農村社會の現段階に於ける最もめざましい動きとして見通す事は出来ぬ。

國民總力部落聯盟は、大體洞里を單位とせずして舊洞里即ち朝鮮の自然を單位として居るところに官設的集團として全く革新的な意義を持つて居る。官設的集團は從來殆ど皆行政的地區の上に形成され古くよりの地域的社會的統一には餘り關心しなかつたのであるが、内地に於ても農村の自力更生が叫ばれ更生計畫が眞剣に検討され始めた頃より部落に於ける人々の自然的結合の關係を確認し、それを社會的活動の中に活用せんとする氣運が次第に熱しその後には於ける農村對策が殆ど悉く部落單位の活動を基礎とするに至り、部落會も原則的に自然村をもつて單位とするに至つたと丁度同じ様に、朝鮮に於ける部落聯盟も原則的に朝鮮の眞の部落である舊洞里の上に形成されるに至つたのである。最近に舊洞里の上に形成されて來た殖産契が内地の農事實行組合

と同じ様な社會的意義をもつものである事は既にのべたところである。嘗て地方行政の運営の爲に寧ろ有害なものとして弊履の如くすてられた自然村、俄かに傳家の寶刀の様に重寶がられ始めて居る事情は、内地に於いても同様である。行政の上にも經濟の上にも社會分析が進んで來たからである。

部落聯盟は一般的に五十戸位を一單位とする事も原則的に考慮されて居るけれども、自然村の規模は一様でない爲に此原則は事實上破られて居る場合が多いのは當然である。然し既に述べたるが如く朝鮮の自然村である舊洞里は十戸より六十戸までが大部分であるから、五十戸を標準とする考へは根據なきものではない。部落聯盟は約十戸を單位とする愛國班をその細胞とする事と考へ合せれば、部落聯盟の規模上の標準として五十戸位を考へるのは適切な様に考へられる。然し事實組織されて居る部落聯盟について見ると、十數戸よりなるものもあり百戸に近いものもある。聚落立地の關係から、社會結合の自然の姿を生かす爲にはかくあるのはやむを得ない事である。

部落聯盟の新しい地域的編成と共に、區の地域も改められ、區も自然村の地區に構成され、部落聯盟の理事長が區長を兼務する事が原則の様になつて居る。そして以前それをも部落と云つて居た洞里は事實上全く地理的區域の名稱に過ぎないものになつて居る。

部落聯盟が現段階に於ける朝鮮農村社會に對する今一つの意義は、部落聯盟が戦時下の農村社會生活に極めて大きな機能を持つて居る事である。現下の農村社會生活は全く部落聯盟を通して國家的に統制されて居る。

戰時下に於ける國民生活は其あらゆる面に於いて國家的統制を必要とするものであるが、その統制の農村に於ける單位は全く部落聯盟である。特に朝鮮に於いては皇民としての鍊成を特別に必要とする關係から、朝鮮に於ける國民生活の統制は特に必要である。かくて部落聯盟は、部落組織として教化組織としては勿論、物資の供出配給や勞働力の調節に至る迄其組織的單位としての役割を漸次徹底しつつある。

殖産契の活動もその成熟した姿は將來に期して見る可きであるが、この殖産契も原則的に自然村の上に構成され、其契長は部落聯盟の理事長兼區長が更らに兼任する場合が多い。この三つの機關の首長を兼ねる人は、實質上部落民の生活のあらゆる面に對する統率志である。戦争が愈々深刻となり、國民生活に對する國家的統制が愈々緊迫の度を加へるにつれ、右の三つの機關の首長の事實上の責任と權限は愈々加はる可きものであり、そこに又自から部落の結束が愈々加はつて來るものと思はれる。

舊洞里は恐らく朝鮮の歴史と共に古いところの地域的團體であるが、そして此地域的團體を結束して來た社會紐帶は、總て古くよりの朝鮮民衆文化によるものであつたのであるが、今此結束を部落聯盟と云ふ形に於いて愈々補強しつつある新しい社會紐帶は總てこれ皇民としての生活原理に基くものである。眞の皇國の村落が今始めて朝鮮では生れ出でつゝあるのである。朝鮮の農村社會史の上にこれ程大きな躍進は未だ曾てなかつた筈である。

結 び

以上朝鮮農村に一般に見られる社會集團に就いて素描を試みた譯であるが、それによれば朝鮮の自然村は集團組織に於いては内地の自然村よりも整備して居る様に思はれる。集團の數も多く個々の集團の組織化の程度も高いと思はれる。然し自然村の人々の感情的融和や一體感の意識も矢張り朝鮮の方が内地よりも強いとは考へ難い様である。私等は自然村の全一性を明らかにする爲には農村社會集團の問題の外に、共同關心圈の問題及び社會分化の問題を更に立ち入つて考察しなければならぬ。今こゝではこれ等の二つの問題は當面の問題でないが、朝鮮農村に於ける定期市及び通婚圈に關する事情は共同關心圈の問題として甚だ重要な意義を持つものであり、又一つの文化圈としての舊郡の範域も見逃しがたい問題を提呈して居る。總て此等の共同關心圈に關する事情は今一言にして結論を云へば、何れも朝鮮の自然村の開放を促がして居るものと思はれる。又自然村内部の社會分化の問題として、同族集團による分化、社會階層による分化、性別による分化、長幼による分化等は、特に朝鮮の自然村に於いては重視す可きものと思はれる。社會分化についても結論を述べれば右の如き社會分化が顯著に存する爲朝鮮の自治村は、集團組織に於いて甚だ整備して居るに拘はらず、生活協同體としての全一性に於いては少くとも内地の自然村よりも低い様に思はれる。又自然村の人々の相互間の社會的距離もより遠い様に思はれる。かくて個人の意志を主張する意味に於いての個人主義的ではないが、個人の位座が著しく固定し個人の位座が嚴に守られて居る意味に於いての個人主義的である。冷徹な位座の組織が村人等の社會過程に於ける情熱の昂奮に常に制肘を加へて居る様である。總てこれ等の問題については他の機會に述べたいと思ふ。

(昭和十八年十月二十五日午前三時半脱稿)